

## うきは市地域エネルギープロジェクト可能性調査業務 仕様書

## 1 委託業務名

うきは市地域エネルギープロジェクト可能性調査業務

## 2 業務履行期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

## 3 業務の趣旨

本業務は、総務省「地域経済循環創造事業交付金」を活用し、分散型エネルギーの割合を高めるとともに、地域のエネルギーに対する支出を地域内に還流させる仕組みを構築することで、地域経済の好循環に繋げることを目的として、防災道の駅として今後整備が進められていく予定の「道の駅うきは」地域と、建て替え計画のある「西隈上団地」の2地域において、分散型エネルギーインフラ整備の検討を行うとともに、うきは藤波発電所で発電した電気等を地産地消するための地域エネルギーマネジメントシステム（地域新電力会社の設立等）の実現可能性について調査・検討を行うものです。

## 4 業務の内容

(ア) 防災道の駅、西隈上団地等における事業可能性調査

- ① 地区内（2地区）におけるエネルギー需要量調査（電力・熱等）
  - (イ) 需要量の把握
  - (ロ) 需要量の将来予測
- ② 地区内（2地区）におけるエネルギー供給量調査
  - (イ) エネルギー資源の供給量の検討
  - (ロ) エネルギー供給設備の検討
  - (ハ) エネルギーインフラ設備の検討（熱導管、送配電線等）
- ③ 地域エネルギーマネジメントシステム等の検討
  - (イ) エネルギー需給管理方策等の検討
  - (ロ) 地域エネルギーマネジメントセンター機能の検討
    - ・地区内（2地区）への電熱併給サービス等の検討

## ・その他各種サービスの検討

## (イ) 地域経済循環事業スキーム等調査（地域新電力設立可能性調査）

## ① 電力小売事業全般に関する事業動向調査

(イ) 国内電力市場における最新動向、関連法令等の調査

(ロ) 自治体が出資及び関与する地域新電力会社の事例調査

## ② 調達先電源の調査

(イ) 市内の再エネ電源等（F I T 電源及び非 F I T 電源）等の発電規模及び利用可能性の整理

## ③ 需要家候補の調査

(イ) 市内公共施設及び外郭団体等

(ロ) 市内の民間事業者（数社程度）

## (ウ) 地域の再エネ電源等を活用した地域新電力の実現可能性調査

## ① 需要電力量と供給電力量の需給シミュレーションの実施（経済性試算に必要となる需給カーブの作成）

## ② 地域新電力の事業収支試算

## ③ 事業スキームの検討

## ④ 参画意向のある民間事業者との協議・調整支援等

## (エ) 地域新電力の設立基本方針の検討

## ① 地域新電力事業方針（電源調達方針、需要家獲得方針）の検討

## ② 自治体の経営への関与方法・出資比率等の検討

## ③ 運営体制及び事業化スケジュールの検討

## ④ 地域新電力会社の設立・運営に必要な資金及び調達方法の検討

## ⑤ 地域新電力会社の事業実施に係る必要な申請・登録書類案の作成

## (オ) 市が有する遊休地や遊休施設を活用した発電事業の検討、計画策定

## ① 候補地、候補施設についての検討・選定（2 か所）

## ② 事業性評価（2 か所）

## ③ 発電事業についての計画策定、基礎設計

## (カ) 事務打ち合わせ、検討委員会、関係者との協議等

## ① 市との事務打ち合わせ（毎月1回 ※3回に1回程度はWeb打合せも可とする）

## ② 検討委員会の開催支援（3回以上開催予定）

- ③ 検討委員会への出席、資料の作成、議事録の作成等
- ④ 関係者（関係団体、市長、議会）との協議開催支援（説明資料の作成等）
  - ・関係団体の協議（6回を想定）
  - ・市長との協議（2回を想定）
  - ・議会との協議（2回を想定）

(キ) その他

総務省の地域経済循環創造事業交付金募集要領（分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）に関する事業）に示される「分散型エネルギーインフラプロジェクトプラン作成フロー」の検討手順を参考に進めること。

## 5 業務の進め方

- (ア) 業務委託契約締結後、すみやかに業務計画書を作成し提出すること。
- (イ) 業務計画書に基づき業務を進め、定期的に報告すること。
- (ウ) 業務計画に変更が生じた場合は、遅滞なく委託者と協議すること。
- (エ) 委託者が、業務の実施内容等について報告を求めた場合は、遅滞なくこれに応じること。

## 6 業務計画書

- (ア) 内容・・・業務内容、業務スケジュール、業務体制、目標
- (イ) 提出期限・・・契約締結後、1週間以内
- (ウ) 部数及び形式・・・紙ベース3部及び電子データ

## 7 業務の条件

- (ア) 本業務を遂行するにあたっては、必要に応じて関係資料を貸与する。（本業務完了後または別途指示する場合は、速やかに返却すること。）
- (イ) 本業務の実施にあたっては、事務局の指示により、事務局において担当職員と必要な協議及び打ち合わせを行うものとする。

## 8 成果品

業務完了時は、完了報告書及び納品書、成果品を提出し、委託者の完了検査を受けること。  
なお、本業務委託は総務省の地域経済循環創造事業交付金（分散型エネルギーインフラプロジェクト）を受けていることから、完了報告書には『地域経済循環創造事業交付金（分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業））により作成』されたものであることを明記すること。

また、成果品についてはデザインやレイアウト、図説等の工夫を行うこと。

- (ア) 報告書（A 4 判・100P 程度・フルカラー・背表紙製本・50 部）
- (イ) 報告書概要版（A 4 判・10P 程度・フルカラー・背表紙製本・100 部）
- (ウ) マスタープラン概要版（ビジネスモデルの全体像を中心に図示化して記載・A 3 判（横）  
1 枚・フルカラー・パワーポイントで作成・5 部）
- (エ) その他マスタープラン策定に係る関係書類及び各種会議等の運営記録一式
- (オ) 上記各電子データ（CD-R 等）一式

## 9 業務履行の確認及び支払い条件

- (ア) 支払いの請求に当たっては、前項に掲げる関係書類を提出し、検査担当職員の検査を受けること。
- (イ) 支払いは業務完了後一括払いとし、受託者は完了検査を受けた後、委託料を請求すること。
- (ウ) 委託者は請求日から30日以内に支払うものとする。

## 10 その他

- (ア) 完成した成果物の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (イ) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度事務局と協議するものとする。